入札説明書

令和８年（２０２６年）１１月６日付けで公告したスクールバス運行等業務委託（天明みらい学園分）に係る一般競争入札については、関係法令（条例、規則、要綱等含む。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

熊本市長　大西　一史

第１　入札全般に関する事項

１　競争入札に付する事項

(1)　業務委託名

スクールバス運行等業務委託（天明みらい学園分）

(2)　目的及び概要

熊本市立の天明校区４小（中緑・銭塘・奥古閑・川口）及び１中（天明）を統合し、天明みらい学園を新設することに伴い、遠距離通学となる児童の安全確保及び負担軽減を図るため、スクールバスを運行することを目的とする。

※詳細は仕様書を参照のこと。

(3)　履行場所

（登校時）旧熊本市立中緑小学校区・旧銭塘小学校区・旧奥古閑小学校区・旧川口小学校区から旧奥古閑小学校又は天明みらい学園まで。

（下校時）旧奥古閑小学校又は天明みらい学園から旧熊本市立中緑小学校区・旧銭塘小学校区・旧奥古閑小学校区・旧川口小学校区まで。

(4)　履行期間

令和９年（２０２７年）４月１日から令和１２年（２０３０年）３月３１日まで。

ただし、契約締結日から令和９年（２０２７年）３月３１日までを業務開始準備期間とする。

２　担当部局

〒８６０－０８０６

熊本市中央区花畑町９番６号　ＳＰｒｉｎｇ熊本花畑町５階

熊本市教育委員会事務局学務支援課

電話０９６－３２８－２７１６（直通）

３　入札手続の種類

この案件は、入札手続において技術提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）と入札価格とを総合的に判断して落札者を決定する総合評価方式の入札案件である。

４　競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1)　熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成２０年告示第７３１号）第５条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。

さらに、業種として、第１分類「その他」・第２分類「その他の業務委託」業務での登録をしていること。

(2)　地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。

(3)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

(4)　熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成１８年告示第１０５号）第３条第１号の規定に該当しないこと。

(5)　熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成２１年告示第１９９号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(6)　消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。

(7)　業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(8)　過去３年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。

(9)　熊本市公契約条例（令和７年条例第５４号）第８条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。

(10)　道路運送法に規定する「一般貸切旅客自動車運送事業」又は「特定旅客自動車運送事業」の許可を受けていること。

(11)　一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書の現在有効なものを提出していること。

(12)　本件競争入札に事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和２４年法律第１８１号)第３条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。

本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)、(8)から(11)の要件を全て満たす者であること。

5　総合評価の方法

(1)　技術等に対する得点（以下「技術評価点」という。）については、落札者決定基準に従い、評価するものとする。

(2)　入札価格に対する得点（以下「価格評価点」という。）の算出方法は次のとおりとする。

６０点×（１−入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額／予定価格）

(3)　総合評価は、入札者の技術評価点（１８０点満点）と価格評価点（６０点満点）を合計した総合評価点（２４０点満点）をもって行う。なお、総合評価点に小数点があ

るときは、小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位表示とする。

(4)　総合評価点の高い順に順位を付与する。

6　申請手続等

(1)　申請書、入札説明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和８年（２０２６年）１１月６日（金曜日）から令和８年（２０２６年）１１月２４日（火曜日）まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は２の担当部局で配布する。（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第３２号）第１条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前９時から午後５時まで。

熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等の設計図書については、入札日までの間、２の担当部局において閲覧に供する。

(2)　申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア　提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(ｱ)　競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）

(ｲ)　競争入札参加資格審査調書（様式第２号）

(ｳ)　会社概要書（様式第３号）

(ｴ)　道路運送法に規定する「一般貸切旅客自動車運送事業」又は「特定旅客自動車運送事業」の許可を有することを証する書面（申請書等提出期限日時点で有効なものに限る。）

(ｵ)　一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書の提出していることを証する書面（申請書等提出期限日時点で有効なものに限る。）

イ　提出期限

令和８年（２０２６年）１１月２４日（火曜日）午後５時まで

郵送する場合は、令和８年（２０２６年）１１月２４日（火曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ　提出部数

１部とする。

エ　提出先

(ｱ)　持参の場合

２の担当部局

(ｲ)　郵送の場合

〒８６０－８６０１

熊本市中央区手取本町１番１号

熊本市長（熊本市教育委員会事務局学務支援課）宛

また、封筒の表面に「業務委託名」及び「競争入札参加資格確認申請書　在中」を明記すること。

オ　留意事項

(ｱ)　様式については、競争入札参加資格確認申請書提出日時点において記載すること。

(ｲ)　ア(ｴ)及び(ｵ)の書面が添付されていない場合は、当該許可又は届出を有しているとは認めない。

カ　４(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、申請書及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには当該競争入札等参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

(ｱ)　競争入札等参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページに掲載するほか、希望する場合は６(2)カ(ｶ)の担当部局で配布する。（休日を除く。）

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）

熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページのＵＲＬは、次のとおり。

https://www.city.kumamoto.jp/kiji00373411/index.html

(ｲ)　提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「業務委託名」及び「開札日時」を明記すること。郵送方法については一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前９時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）

(ｳ)　競争入札等参加資格審査申請書の提出期限

令和８年（２０２６年）１１月２４日（火曜日）午後５時まで。郵送する場合は、令和８年（２０２６年）１１月２４日（火曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(ｴ)　競争入札等参加資格審査申請書の作成に用いる言語等

競争入札等参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規定（昭和２２年大蔵省令第９５号）第１６条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(ｵ)　送付先（郵送の場合）

〒８６０－８６０１　熊本市中央区手取本町１番１号

熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班）宛

(ｶ)　提出先（持参の場合）

熊本市中央区手取本町１番１号

熊本市役所本庁舎６階

熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班

(3)　競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、６(2)カの申請（特例規則第４条第１項の申請）をする者については、この限りでない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

7　競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2)　市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8　入札説明会

入札説明会は実施しない。

9　入札説明書、仕様書等に対する質問

(1)　入札説明書又は仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア　提出方法

書面（様式は自由）により持参又は電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ　提出期間

令和８年（２０２６年）１１月６日（金曜日）から令和８年（２０２６年）１２月１１日（金曜日）まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

ウ　提出先

２の担当部局

メールアドレス　gakumushien@city.kumamoto.lg.jp

(2)　(1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア　閲覧期間

令和８年（２０２６年）１１月６日（金曜日）までに開始し、令和８年（２０２６年）１２月２１日（月曜日）までとする。

イ　閲覧場所
２の担当部局

１０　入札に参加する者が１者である場合の措置
入札に参加する者が１者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

１１　入札書及び技術提案書の提出
(1)　6(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札書(入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書（参考様式を参照）を含む。）及び技術提案書（添付書類を含む。以下同じ。）を提出するものとする。
ア　持参による場合
(ｱ)　提出日時
令和８年（２０２６年）１２月２１日（月曜日）午後５時まで
(ｲ)　提出場所
熊本市中央区花畑町９番６号　ＳＰｒｉｎｇ熊本花畑町５階
熊本市教育委員会事務局学務支援課
(ｳ)　提出方法
①　電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。
②　入札書及び業務費内訳書を一の封筒に入れ、封をして、申請する「業務委託名」及び「入札書在中」の旨並びに「入札参加者名」を記載する。
③　技術提案書（添付書類及びＣＤ－ＲＯＭを含む。）については②の封筒とは別に提出するものとする。
イ　郵送による場合
(ｱ)　提出方法
①　電送（ファックス、電子メール等）により提出されたものは受け付けない。なお、郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。
②　入札書及び業務費内訳書を一の封筒に入れ、封をして、「業務委託名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。
③　技術提案書（添付書類及びＣＤ－ＲＯＭを含む。提出部数分全て）を②とは別の封筒に入れ、「業務委託名」及び「技術提案書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。
④　②の封筒及び③の封筒を更に一の封筒に入れ、封をして、「業務委託名」及び「入札書・技術提案書在中」並びに「親展」と記載するとともに、「入札参加者名」を記載して、(ｳ)の送付先へ送付する。
(ｲ)　提出期限
令和８年（２０２６年）１２月２１日（月曜日）までに必着のこと。また、不

慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(ｳ) 送付先

〒８６０－８６０１　熊本市中央区手取本町１番１号

熊本市長（熊本市教育委員会事務局学務支援課）宛

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、２回までとする（２回目以降の入札書の提出については、別途指示する。）。

(4) 業務費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

１２　技術提案書のヒアリングの実施の有無

技術提案書に関するヒアリングは実施する。

令和８年（２０２６年）１２月２２日（火曜日）

午前１０時００分から午後３時００分の間で１時間程度

熊本市中央区花畑町９番６号　ＳＰｒｉｎｇ熊本花畑町５階

熊本市教育委員会事務局学務支援課

１３　開札等

(1) 入札書は以下の日時において開札し、業務費内訳書は入札書の開札後に全ての入札参加者について確認を行うものとする。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

日時：令和８年（２０２６年）１２月２５日（金曜日）午前１０時００分

熊本市中央区花畑町９番６号　ＳＰｒｉｎｇ熊本花畑町７階

(2) 提出した入札書及び業務費内訳書は、引換え又は取消しをすることができない。また、提出した技術提案書についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(3) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。

(4) １１の方法によらないで提出された入札書及び業務費内訳書並びに技術提案書（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。

(5) 熊本市工事競争入札心得（平成２年告示第１０７号）第７条に準じるほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時において４に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

(6) 業務費内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、記載金額が入札金額と

著しく乖離している等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。業務費内訳書が添付されていない場合（(4)の規定により無効となった場合を含む。）も、当該入札書を無効とする。

(7)　技術提案書の提出がない場合（(4)の規定により無効となった場合を含む。）は、当該入札を無効とする。

(8)　入札を無効とした場合は、当該入札書及び業務費内訳書は、返却しないものとする。

１４　落札者の決定方法

(1)　次のいずれの要件にも該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　評価項目のうち「必須とする評価項目」については、落札者決定基準に示す最低限の要求要件（「必須の要求要件」という。）を全て満たしていること。（なお、必須とする評価項目について必須の要求要件を満たしていないもの（記載がない場合を含む。）は失格として取扱う。）

(2)　総合評価点が最も高い者が２者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札者とする。技術評価点及び価格評価点ともに同点である者が２者以上あるときは、落札者決定基準の評価項目４の得点が高い方を落札者とし、落札者決定基準の評価項目４の得点が同点である場合は、評価項目１の得点が高い方を落札者とする。それでもなお同点のときは、くじにより落札者を定めるものとする。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）

(3)　入札説明書第３技術提案書作成要領に基づかない技術提案書については、評価の対象とせずに失格とする場合がある。

１５　入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果（申請書等を提出した者の商号又は名称、競争入札参加資格の有無に関する審査結果、競争入札参加資格がないとした者についてはその理由、入札者の商号又は名称、各入札参加者ごとの入札価格、価格評価点、技術評価点及び評価値並びに落札者の商号又は名称を含む。）について担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより公表を行うものとする。

１６　落札者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1)　入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、市長に対して落札者として選定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2)　市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

１７　評価内容の確保

(1)　落札者の技術提案書に記載された内容については、落札者と協議後、全て契約に係る仕様書に記載することとし、落札者はこれを満たす履行をしなければならない。ま

た、このことによる契約金額の変更は行わない。

(2) 技術提案の内容に係る部分の債務については、その履行の完了が確認できるまで存続するものとし、受注者の責めにより当該債務が履行されない場合については、受注者の責任において再履行又は瑕疵の補修を行うものとする。

(3) 仕様書において履行方法を指定しない部分の業務に関して、市長が提案内容を適正と認めた場合においても、受注者は、その部分の履行に関する責任を負うものとする。

(4) 発注者は、技術提案書に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。

１８　契約方法

落札者が海外で登記された者でない場合、この案件は、電子契約にて締結することができる。

なお、電子契約を行う場合、契約の締結にあたって、契約締結の確認の依頼のために使用する電子メールアドレスは、４(1)に掲げる参加資格者名簿に登録する際に申請したメールアドレスとする。４(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者は、６(2)カに掲げる競争入札等参加資格審査申請を行う際に申請したメールアドレスとする。その他、熊本市電子契約実施要綱（令和７年１０月１日施行）に定めるところによる。

１９　その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除とする。

(3) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第２２条の定めるところにより、落札者は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア　保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ　過去２年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

(4) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、２の担当部局で閲覧に供する。

(5) 申請書等及び技術提案書に関する事項

ア　提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ　申請書等及び技術提案書の作成及び提出、並びにヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。

ウ　提出された申請書等及び技術提案書は、返却しない。なお、情報公開条例の規定により、開示する場合がある。

エ　提出された申請書等及び技術提案書は、競争入札参加資格の確認及び技術提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ　提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ　申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ　技術提案書に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該入札を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(6)　競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間の期間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。

この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(7)　落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が４に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合及び技術提案書に記載された内容を満たす履行ができないと認められる場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8)　申請書等及び技術提案書の提出並びに入札にあたっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。

(9)　申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消せるボールペンは不可）

(10)　以上のほか、詳細は入札説明書による。

第２　競争入札参加資格確認申請書等作成要領

１　提出書類

提出を求める申請書は、次のとおりとする。

(1)　競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）

(2)　競争入札参加資格審査調書（様式第２号）

(3)　会社概要書（様式第３号）

(4)　道路運送法に規定する「一般貸切旅客自動車運送事業」又は「特定旅客自動車運送事業」の許可を有することを証する書面（申請書等提出期限日時点で有効なものに限る。）

(5)　一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書を提出していることを証する書面（申請書等提出期限日時点で有効なものに限る。）

２　提出部数

正本１部

３　作成上の留意事項

競争入札参加資格確認申請書提出日時点において記載すること。

第３　技術提案書作成要領

１　提出書類

技術提案書は、落札者決定基準の「各別記様式等の説明」欄に従って、次に示す様式（各別記様式に指定された添付書類も含む。）により提出すること。

※　技術提案書に記載した内容は、入札金額に含まれるとみなすので、別途費用が必要な内容は記載しないこと。

(1)　技術提案書（表紙）（様式第５号）
(2)　行政処分の発生状況（別記様式１）
(3)　運転者の管理状況（別記様式２）
(4)　教育目的をもって運行するスクールバスに対する対応（別記様式３）
(5)　運行の安全教育への取組み（別記様式４）
(6)　先進安全自動車（ASV）の導入状況及び業務使用予定車両の状況（別記様式５）
(7)　環境配慮（別記様式６）
(8)　事故・災害発生時の体制（連絡体制を含む）（別記様式７）
(9)　追加提案（別記様式 8）

２　技術提案書の提出部数

(1)　正本１部（添付書類を含め、入札参加者名が分かるもの。）
(2)　副本５部（添付書類を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと。例えば社名をＡ社とするなど。押印不要。）

なお、正本及び副本とも紙ベース（両面印刷）による提出と併せてそれぞれ電子データ（ＣＤ－ＲＯＭ１枚によること）も提出すること。

様式に係る電子媒体の保存形式は「入札説明書に添付された様式による Microsoft Word で保存されたファイル」に限るものとし、これ以外の保存形式（ＰＤＦ形式、Microsoft Excel 形式、画像形式等）は認めない。

様式以外の添付資料等については、スキャナ等で読み込みＰＤＦ形式にて電子化すること。

３　作成上の留意事項

各様式については、各評価項目に指定された頁数以内（Ａ４縦、横書き）に箇条書きとし、必要に応じて様式の中に図、表等を用いて分かりやすいよう記載することとし、その場合でも、当該指定頁数は超えないように作成すること。

※　文字の大きさは１０～１１ポイントとする（図表については、必要に応じて１０ポイント未満も可）。
※　色の指定はないが、白黒複写を行った場合においても、内容が理解できるようにすること。
※　評価項目毎に指定する頁数を超えている場合は、その超えた頁数の部分は評価しない。この場合において、評価しない頁の部分は、市において判断するものとする。
※　仕様書のコピーや「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。
※　指定された様式以外で提出された提案内容、また必須とする項目で添付することとされている書類が添付されていない場合（記載がない場合を含む。）は失格とする。